

(仮称) 江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、(仮称) 江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託契約候補事業者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル実施の趣旨

江東区(以下「区」という。)は、水辺に恵まれた地域特性を活かして公園や散歩道の整備・ポケットエコスペース(「ビオトープ」に対する区独自の呼称)の設置など、多様な生物が生息・生育できる整備を進めてきた。

本委託では本区の生物多様性を維持し、魅力的な地域づくりを進めるために、「(仮称) 江東区生物多様性地域戦略」を策定する。

策定にあたっては、生物多様性に関する豊富な知識・経験、高度な情報収集及び分析能力が必要であることから、プロポーザル方式による選定を実施する。

3 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

本委託の具体的な業務内容については、(仮称) 江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)を参照すること。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたって本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により内容が変更される可能性がある。

(3) 契約期間

令和6年5月中旬から令和7年3月31日

※ 令和6年度における委託契約を前提としているが、策定には2か年の検討期間を予定している。このことを踏まえ、策定が完了する令和7年度までの業務について提案すること。

※ ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を更新することができる。

- (4) 委託上限額（令和6年度・令和7年度合計） 28,292,000円（税込）
- ※ 令和6年度委託上限額 14,685,000円（税込）
 - ※ 令和7年度委託上限額 13,607,000円（税込）
 - ※ ただし、令和6年度における本業務の実施及び契約上限額は、令和6年度第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる場合がある。
- なお、令和7年度における本業務の実施及び契約上限額は、令和7年度第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる場合がある。

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (6) 過去10年以内に、東京都内の地方公共団体が発注する生物多様性地域戦略策定、改定に携わった業務実績を有すること。
- (7) 技術士（総合技術管理部門）の資格を有する者を主任技術者として設けること。
- (8) 一般財団法人自然環境研究センターが認定する生物分類技能検定1級の資格を有する者を照査技術者として設けること。

5 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年3月6日（水）～令和6年4月5日（金）
- (2) 質問受付期間
令和6年3月6日（水）～令和6年3月22日（金）午前12時まで

- (3) 質問回答日
令和6年3月27日(水)
- (4) 参加表明書の提出期限
令和6年4月2日(火) 午後5時厳守
- (5) 企画提案書提出期限
令和6年4月5日(金) 午後5時厳守
- (6) 第1次審査
令和6年4月16日(火)
- (7) 第2次審査
令和6年4月25日(木)
- (8) 最終選定結果通知
令和6年4月26日(金)
- (9) 契約締結
令和6年5月中旬予定

6 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和6年3月6日(水)～令和6年4月5日(金)
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和6年3月22日(金) 午前12時必着
 - イ 質問方法：持参・郵便・FAX 又は電子メールにより下記担当所管まで提出すること。
 - ウ 回答日時：令和6年3月27日(水)
 - エ 回答方法：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。
- (3) 応募書類の提出
 - ア 提出期限：令和6年4月5日(金) 午後5時厳守
※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - イ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時) 又は郵送(令和6年4月5日(金) 午後5時必着)
※ 持込み先は、下記担当部署まで

7 提出書類

- (1) 参加表明書(様式第1号) : 1部
- (2) 会社概要(任意様式) : 1部

自社作成済みのものでも可とする。

- (3) 企画提案書（任意様式） : 正本1部 副本9部

※ ただし、表紙は正本（1部）のみとする。

- (4) 調査書（様式第2号） : 1部

- (5) 価格提案書（見積書）（任意様式） : 1部

- (6) 提案書概要版（任意様式） : 1部

※ 提出時期については、スケジュールのとおり

※ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

※ (3)～(6)の書類については「8 企画提案書等の詳細について」を参照すること。

8 企画提案書等の詳細について

下記(1)～(4)の資料を作成し提出すること。

提出にあたっては、A4のフラットファイルに閉じること。フラットファイルの表紙と背表紙に件名を記載すること。1頁目は目次とすること。様式ごとにインデックスを付けること。

(1) 企画提案書

ア 企画提案書の記載事項は、次に掲げる項目ごとに分けて記載すること。

(ア) 実施方針

本業務の実施目的、業務内容を十分理解したうえで事業の実施方針を提案すること。

(イ) 生物多様性の現状と課題の整理

本区における生物多様性の現状と課題、地域特性を整理すること。

なお、生物多様性の現状と課題、地域特性について（仮称）江東区生物多様性地域戦略にどのように反映するか提案すること。

(ウ) 現地調査

調査方法に関して、具体的な調査地点とその意義及び調査手法、調査時期、調査体制について実現性のある提案をすること。

なお、調査地点については本区のホームページにて公開している「平成30年度江東区緑視率等調査報告書」及び「水鳥生息調査」を考慮すること。

また、調査時期については、令和6年度内の調査を基本とするが、渡り鳥の飛来状況など令和6年度内では調査できない場合、令和7年度での追加調査を実施すること。

(エ) 資料・情報の収集及び整理

情報収集対象は適切かつ広範囲に国、東京都、区、学校等の公共機関による調査の他、民間団体や非営利団体等の生物多様性に係る既存調査報告書や既存文献等の資料収集対象及び方法を提案すること。

(オ) 国・東京都の計画及び区の上位計画との整合並びに地域特性を踏まえた整理

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」、「東京都生物多様性地域戦略」等の生物多様性に関する国、東京都の戦略等に加え、「江東区長期計画」及び「江東区環境基本計画後期」、「江東区みどりの基本計画」の生物多様性に関する区の計画を整理し、「(仮称)江東区生物多様性地域戦略」との関係性を整理すること。

なお、令和6年度以降に改定予定の「江東区環境基本計画」及び「江東区みどりの基本計画後期」と「(仮称)江東区生物多様性地域戦略」との内容について、連動性を担保する方法を提案すること。

(カ) 会議等運営支援及びスケジュール

令和7年度の業務を含めたスケジュールを提案すること。

なお、現地調査、令和6年度の庁内会議2回、庁外会議1回、令和7年度の庁内会議3回、庁外会議3回、住民説明会2回、意見交換会1回、パブリックコメント1回は実施時期を必ず記載すること。

(キ) 生物のモニタリング方法

(仮称)江東区生物多様性地域戦略策定後の現実的で具体的かつ効果的な生物のモニタリング方法を提案すること。

イ 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横、文字サイズは12ポイント以上の大きさとし、片面15枚以内(表紙除く)とすること。

ウ 表紙以外は参加業者名が特定できる内容を記載しないこと。

エ 真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(2) 調査書

ア 「様式第2号別紙 業務実績表」に記載する業務については、委託契約書の表紙の写しなど業務実績の内容に関する資料を添付すること。

イ 「様式第2号別紙 実施体制表-2(主任技術者の業務履歴)」及び「様式第2号別紙 実施体制表-3(照査技術者の業務履歴)」、「様式第2号別紙 実施体制表-4(担当者の業務履歴)」に記載する技術者の資格については、確認できる資格証等の写しを添付すること。

(3) 価格提案書

ア 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とすること。

イ 令和6年度及び令和7年度の積算内訳(単価・数量・金額・その他必要事項)をそれぞれ作成すること。なお、可能な限り詳細かつ明瞭に記載すること。

ウ 宛先は(仮称)江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託事業者選定委員長とすること。

(4) 提案書概要版(A3用紙、1枚、様式自由)

「(1) 企画提案書」の内容を簡潔にA3片面1枚にまとめて記載すること。

第2次審査は主にこの資料でプレゼンテーションを行う。レイアウト自由、着色可、写真・イラスト・図面・フローチャート等の使用も可。

9 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第1次審査(書類審査)

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。

なお、第1次審査の得点が6割に満たない場合は、第2次審査の候補者として選定しない。

第1次審査の結果は、令和6年4月17日(水)までに全ての参加事業者に電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

本業務を受託した際に携わる主任技術者、照査技術者及び担当者が出席し、提案書概要版を基に説明を行うこと。

(8 参加申込書等の作成方法 (4) 提案書概要版 参照)

1事業者あたり30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)程度とし、参加人数は3名までとする。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、

当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ (1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。

ただし、区から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象公文として原則開示する。

ただし、区が同条例に規定する不開示情報に該当すると判断したものを除く。

13 担当

江東区土木部管理課C I G推進係 中村

電 話：03-3647-2079

メール：cigmidori@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区土木部管理課C I G推進係